資料５

金沢市子ども・子育て審議会児童福祉専門部会における審議事項の追加について

１．追加する審議事項

子ども・子育て審議会の調査審議事項に、今年度策定した金沢市ひとり親家庭等自立促進計画の評価及び当該施策の実施状況の調査審議を加え、毎年度計画の実施状況について市から報告を受け、意見を具申することとする。なお、本件は、児童福祉専門部会の所管とする。

２．金沢市子ども・子育て審議会運営要綱の改正

審議事項の追加に伴い、金沢市子ども・子育て審議会運営要綱の改正を行う。

【改正内容】

金沢市子ども・子育て審議会運営要綱第３条（１）セの後に

「ソ　金沢市ひとり親家庭等自立促進計画の評価及び当該施策の実施状況を調査審議すること。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第７条）」を加える。

附則　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

３．専門部会における取り扱いについて

金沢市ひとり親家庭等自立促進計画の評価及び当該施策の実施状況の調査審議については、児童福祉専門部会に諮り、その決議をもって金沢市子ども・子育て審議会の決議とする。

（金沢市子ども・子育て審議会条例 第６条第７項）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

（都道府県児童福祉審議会等の権限）

第七条　次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

一　児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会）　都道府県知事

二　児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）